

セクハラ・パワハラ、長時間労働をなくし、 人間らしい働き方を求める請願

【請願趣旨】

低賃金で不安定な非正規雇用で働く人たちが増え、女性は6割近くにのぼります。長時間労働、夜勤交替制労働、セクハラやパワハラ、差別的な処遇などにより、心身の健康を損なう人や、過労死や過労自死する人も後をたちません。

政府は、「働き方改革」一括法で過労死を増やす高度プロフェッショナル制度を導入し、さらに「柔軟で多様な働き方」と称して、裁量労働制や非正規雇用を拡大し、長時間労働、不安定雇用、低賃金をいっそう広げようとしています。

また、多くの問題を残したまま出入国管理法の改定を強行し、今年4月より「人手不足を補う」と多くの業種に外国人労働者を受け入れ、無権利で劣悪な労働条件・低賃金で働かせようとしています。

いま求められているのは、セクハラ・パワハラの禁止とともに、だれもが1日8時間働けば、普通に暮らしていける社会を一日も早く実現することです。

以下請願します。

【請願項目】

- 1、セクハラ・パワハラの禁止を規定し、独立した救済機関を設置する法律を制定すること
- 1、過労死を促進する高度プロフェッショナル制度と裁量労働制は廃止すること
- 1、改定出入国管理法は雇い止めなどの諸問題を解決することなく、実施を強行しないこと。
外国人労働者の人権を守り、労働条件を抜本的に改善すること
- 1、時間外労働の上限は、月45時間、年360時間に、次の仕事まで11時間以上の休息时间（インターバル制度）を設けるなど規制をつよめること
- 1、同一労働同一賃金制度、全国一律最低賃金制度を創設し、中小企業への支援をしながら、最低賃金時給1500円をめざすこと
- 1、解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みの検討は中止すること。解雇を規制する法律を制定すること

名 前	住 所

